

契 約 書

委託者 愛知県 を甲とし、受託者 を乙として、甲乙両当事者間において、次のとおり地域生活体験モデル事業委託業務の契約を締結する。

(総則)

第1条 甲は、乙に対して、次に掲げる事業の実施を委託し、乙はこれを受託するものとする。

- (1) 委託事業名
地域生活体験モデル事業委託業務
- (2) 事業内容等
別添の委託業務仕様書のとおり
- (3) 契約期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(委託料)

第2条 事業の委託料は、金 円とする。
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円
「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

(支払)

- 第3条 甲は、この契約に関する代金を業務完了後、乙からの適法な支払請求書を受領した日から30日以内に乙に支払わなければならない。
- 2 甲は、自己の責に帰すべき事由により支払を遅延したときは、前条の支払期限の翌日から支払の日まで政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定に基づいて年2.5パーセントの遅延利息を乙に支払わなければならない。
 - 3 契約金額は、契約履行完了に至るまでの一切の経費を含むものとし、乙はいかなる理由があっても、契約金額以外の対価を甲に請求することができない。
 - 4 甲は、乙から申し出があった場合は、代金の一部又は全部を概算払により支払うことができる。その場合の支払時期及び金額は、乙から提出された資金収支計画に基づき支出の状況を勘案して決定するものとする。

(契約保証金)

契約保証金の有無によりいずれかを選択

第4条 契約保証金は、愛知県財務規則（昭和39年3月25日愛知県規則第10号）第129条の3第号により、免除とする。

第4条 契約保証金は、愛知県財務規則（昭和39年3月25日愛知県規則第10号）第129条の2により、契約金額の100分の10とする。

(権利義務譲渡の禁止)

- 第5条 乙は、甲の承認を得た場合を除き、この契約から生ずる一切の権利義務を第三者に譲渡してはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第305号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。
- 2 前項ただし書きに基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、甲の対価の支払いによる弁済の効力は、愛知県財務規則第64条に基づき、収支等命令者が会計管理者に対して支出の命令を

発した時点で生ずるものとする。

(一括再委託の禁止)

第6条 乙は、この契約について、受託業務の全部を一括して再委託することができない。

(報告の徴収等)

第7条 甲は、必要があるときは、乙に対し、事業の実施状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な指示をすることができる。

(契約内容の変更)

第8条 この契約内容を変更する必要があるときは、甲、乙協議の上変更することができる。

(秘密の保持)

第9条 乙は、この契約の履行に際して知り得た個人情報その他の事項を第三者に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第10条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱事務委託基準」を守らなければならない。

(実績報告)

第11条 乙は、事業を完了したときは、遅滞なく事業完了報告書を甲に提出しなければならない。

- 2 甲は、事業完了報告書を受領したときは、10日以内にその内容を審査するものとする。
- 3 甲は、前項の審査の結果、必要があると認めた場合は、期日を定めて乙に補正させることができる。この場合において、補正に要する費用は乙の負担とする。
- 4 第1項及び第2項の規定は、前項の補正について準用する。
- 5 甲は第2項による審査を完了したときは、速やかに乙に通知しなければならない。

(委託金額の確定)

第12条 甲は、前条による審査が終了し、その内容が契約の目的を達していると判断したときは、速やかに委託金額を確定して乙に通知するものとする。

- 2 前項の委託金額の確定額は、委託事業に要した経費の実支出額と契約金額のいずれか低い額とする。
- 3 乙は、概算払により支払を受けた額が第1項による確定額を上回った場合には、上回った金額を甲が定めた期限内に甲に対して返還しなければならない。
- 4 乙は、前項の返還に際し、甲が定めた期限内に返還しなかった場合は、期限の翌日から返還の日までの日数に応じ、年利2.5パーセントの割合により計算した延滞金を支払わなければならない。

(履行遅延の場合における違約金)

第13条 乙は、履行を遅延したときは、違約金を支払わなければならない。ただし、天災地変その他やむをえない理由によると甲が認めた場合は、この限りではない。

- 2 前項の規定による違約金は、遅延日数に応じ未納部分相当額（1,000円未満の端数金額及び1,000円未満の金額は、切り捨てる。）に対し、年2.5パーセントの割合で算出した額とする。
- 3 前項の違約金に100円未満の端数があるとき、又は違約金が100円未満であるときは、そ

の端数金額又はその違約金は徴収しないものとする。

(契約の解除)

第14条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告しないでこの契約を解除できるものとし、このため乙に損害が生じても、その責を負わないものとする。

- (1) 乙がこの契約に違反したとき
- (2) 乙が契約の履行に関し、不正な行為があったとき
- (3) 乙が期限内に契約を履行する見込みがないと認められたとき
- (4) 乙が甲の行う履行確認に際し、係員の職務執行を妨げ、又は妨げようとしたとき
- (5) 乙から契約解除の申立てをしたとき

2 乙は、前項の規定により、契約が解除された場合には、契約が解除された日までに乙が行った事業の成果を、甲に提出しなければならない。

(紛争の処理)

第15条 この契約の履行に関し、紛争が生じたときは、公正な第三者を選定し、当事者と協議・解決を図るものとする。

(愛知県財務規則の準用)

第16条 この契約の条項に定めるもののほかは、愛知県財務規則の定めるところによる。

(雑 則)

第17条 この契約に関して疑義のある場合、又はこの契約書に定めのない事項については、甲乙協議の上、別に決定する。

この契約の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

令和8年4月 日

甲 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛 知 県
代表者 愛知県知事 大 村 秀 章

乙

別添

委託業務仕様書

1 事業目的

本県では、あいち障害者福祉プラン 2021-2026 に基づき、「福祉施設入所者の地域生活への移行」を推進している。本事業は、プランの趣旨を踏まえ、地域での生活を希望する方がそれぞれの能力や適性に配慮され、自立した生活を送ることができるよう取り組むことを目的としている。

2 事業内容

(1) 宿泊・生活体験事業

参加者に対し、防災管理と緊急時対応体制が確保された施設において、1回あたり1泊2日から4泊5日の間で次の事業を実施する。

なお、体験中は、参加者1人に対し1人以上の支援員（夜間を除く。）を配置することとするが、参加者の希望に沿い、見守り、別室での待機等の対応を行い、安全面には最大限配慮すること。参加者の持病等を事前に把握し、支援者、主治医等医療機関との連携体制を確実に確保するとともに、参加期間中も体調の変化に十分留意すること。

① 宿泊体験（延べ20泊程度）

日常生活（食事、入浴、服薬管理、家事）のサポートを受けながら自立した生活を体験する。

② 余暇活動

参加者から希望を聞き取り、外出、公共交通機関の利用、買い物、外食を体験する。

③ 日中活動事業所等の見学、体験利用

地域の日中活動事業所等の通所施設を見学し、通所を体験する。

④ 体験講話

地域生活実践者等の体験談を聞く。

(2) 出前講座事業

コーディネーターと地域生活実践者等が施設等を延べ10か所程度訪問（オンラインによる実施を含む）し、当事者や家族、支援者に資料を用いて、次のとおり本事業や地域移行等の説明を行う出前講座を開催する。

- ・宿泊・生活体験事業の目的の説明、募集要項の説明
- ・体験講話（地域生活実践者が自らの体験を話す）
- ・個別相談会

(3) 市町村アドバイス事業

本事業に係るノウハウを市町村または関係機関に伝え、より積極的に地域移行に係る取り組みが行われるようにする。

対面による講義形式を原則とするが、遠隔地の参加または会場の制約等により、事前に受託事業者が県と協議の上、オンラインで実施することは可能とする。

3 留意事項

- (1) 事業の実施にあたっては、地域生活への移行に関する趣旨を十分に理解の上、甲が定める『地域生活体験モデル事業実施要領』を遵守すること。
- (2) 本事業の実施内容（個人情報を除く。）について、市町村や地域の関係機関に情報提供することがあることを、あらかじめ十分に参加者に伝え、参加者から了解をとった上で実施すること。
- (3) 本事業により作成する一切の成果物の権利は全て甲に帰属するものとする。
- (4) 事業の実施にあたって、個人情報等の保護すべき情報を取り扱う場合は、その取扱いに万全の対策を講じること。
- (5) 事業の実施にあたっては、甲と乙で定期的に会合をもち、スケジュール等の調整、進捗状況の報告、課題や問題点に関する相談、情報交換等を行うこと。
- (6) その他、本仕様書に定めのない事項は、甲と乙で協議の上、決定するものとする。

個人情報取扱事務委託基準

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

2 乙は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第9項に規定する特定個人情報（以下「特定個人情報」という。）の取扱いに当たっては、この基準に定めるもののほか、愛知県における特定個人情報の取扱いに関する規程等を遵守しなければならない。

(管理体制)

第2 乙は、この契約による個人情報の取扱いに関する責任者、個人情報を取り扱う従業者（乙の組織内において直接又は間接に乙の指揮監督を受けて業務に従事している者をいい、従業員のほか、取締役、監査役、理事、監事及び派遣労働者等を含む。以下同じ。）の管理及び実施体制並びに個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について定めた書面を甲に提出する。

(秘密の保持)

第3 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、その事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他人に漏らし、又は不当な目的に使用してはならないこと等の個人情報の保護に必要な事項を周知するものとする。

(従業者の明確化等)

第4 乙は、この契約により個人情報を取り扱う従業者を明確にし、特定個人情報を取り扱う従業者のほか、甲が必要と認める場合については、書面により甲にあらかじめ報告するものとする。なお、変更する場合も同様とする。

2 乙は、この契約により個人情報を取り扱う従業者に対して、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を適切に実施するよう監督及び教育を行うものとする。

3 乙は、この契約により個人情報を取り扱う従業者が派遣労働者である場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記するものとする。

(再委託の禁止)

第5 乙は、この契約により個人情報を取り扱う事務を自ら処理するものとし、やむを得ず他に再委託（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含み、再委託先が再々委託を行うなど、二以上の段階にわたる委託を行う場合を含む。以下同じ。）するときは、あらかじめ書面により甲の承認を得るものとする。甲の承認を得た再委託先の変更を行う場合も同様とする。

2 乙は、甲の承認により個人情報を取り扱う事務を再委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも書面で義務付けた上で、当該義務を遵守させるものとし、乙はそのために必要かつ適切な監督を行うものとする。また、甲の承認により再委託する場合には、再委託先に提供する個人情報は再委託する業務内容に照らして必要最小限の範囲とし、必要のない特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部は削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずる。

(目的外収集、利用の禁止)

第6 乙は、この契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、受託事務の目的の範囲内で行うものとする。

(複写、複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供を受けた個人情報記録された資料等（電磁的記録を含む。以下同じ。）を、甲の承認なしに複写し、又は複製してはならない。また、甲の承認により複写し、又は複製する場合には、必要最小限の範囲で行うものとする。

（第三者への提供の禁止）

第8 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、甲の承認なしに第三者に提供してはならない。また、甲の承認により第三者に提供する場合には、提供する個人情報は提供目的に照らして必要最小限の範囲とし、必要のない特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部は削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずる。

（作業場所等の特定及び持ち出しの禁止）

第9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を取り扱うに当たっては、その作業場所及び保管場所をあらかじめ特定し、甲の承認なしにこれらの場所以外に持ち出してはならない。

（安全管理措置に関する事項）

第10 乙は、甲からこの契約による事務を処理するために提供を受けた個人情報及び乙自らが当該事務を処理するために収集した個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理（再委託先による管理を含む。）のために必要な措置を講じなければならない。

（資料等の返還等）

第11 乙がこの契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

2 乙は、甲の指示により、個人情報を削除し、又は廃棄した場合は、削除又は廃棄した記録を作成し、甲に証明書等により報告するものとする。また、乙が個人情報を削除又は廃棄するにあたっては、個人情報を復元困難及び判読不可能な方法によるものとする。

（第三者等からの回収）

第12 乙が、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等について、甲の承認を得て再委託による提供をした場合又は甲の承認を得て第三者に提供した場合、乙は、甲の指示により、当該再委託先又は当該第三者から回収するものとする。

（報告検査等）

第13 甲は、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務の遵守状況について、乙に対して必要な報告を求め、随時に立入検査若しくは調査をし、又は乙に対して指示を与えることができる。なお、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

（事故の場合の措置）

第14 乙は、この契約により取り扱う個人情報の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し又は発生したおそれのある場合のほか、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この場合、甲は、乙に対して、個人情報保護のための措置（個人情報が記録された資料等の第三者からの回収を含む。）を指示することができる。

（損害賠償）

第15 乙は、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合、甲にその損害を賠償しなければならない。

特約条項

(総則)

第1条 この特約は、この特約が添付される契約（以下「本契約」という。）と一体をなす。

(談合その他不正行為に係る解除)

第2条 愛知県（以下「甲」という。）は、契約の相手方（以下「乙」という。）がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項（第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）及び第7条の9第1項の規定による課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- (3) 公正取引委員会が、乙に独占的状态があったとして独占禁止法第8条の4第1項の規定による命令（以下「競争回復措置命令」という。）を行い、当該競争回復措置命令が確定したとき。
- (4) 乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- (5) 乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 乙が共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

3 前2項の規定により契約が解除された場合における当該解除に係る違約金の徴収については、本契約の定めるところによる。ただし、この解除により乙に損害を及ぼしても甲はその責を負わない。

(談合その他不正行為に係る賠償金の支払い)

第3条 乙は、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。乙が契約を履行した後も同様とする。ただし、前条第1項第1号から第3号までのうち、排除措置命令、納付命令又は競争回復措置命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売である場合その他甲が特に認める場合は、この限りでない。

2 乙は、前条第1項第4号に該当し、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、前項の規定にかかわらず、契約金額の10分の3に相当する額を支払わなければならない。

- (1) 前条第1項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3の規定の適用があるとき。
- (2) 前条第1項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 乙が甲に談合その他の不正行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 前2項の規定にかかわらず、甲は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

4 前各項の場合において、乙が共同企業体であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して甲に支払わなければならない。乙が既に共同企業体を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

(暴力団等排除に係る解除)

第4条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者その他経営又は運営に実質的に関与している者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等その他経営又は運営に実質的に関与している者、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者その他経営又は運営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。
- (2) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）若しくは暴力団の威力又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
- (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責を負わないものとする。

(妨害等に対する報告義務等)

第5条 乙は、契約の履行に当たって、妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）（以下「妨害等」という。）を受けた場合は、速やかに愛知県に報告するとともに警察へ被害届を提出しなければならない。

2 乙が妨害等を受けたにもかかわらず、前項の愛知県への報告又は被害届の提出を怠ったと認められる場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講じることがある。

情報セキュリティに関する特約条項

(総則)

第1条 この特約は、この特約が添付される契約（以下「本契約」という。）と一体をなす。

(規程等の遵守)

第2条 乙は、本契約に係る業務の遂行にあたって、愛知県情報セキュリティポリシーを遵守しなければならない。

(機密の保持等)

第3条 乙は、本契約に係る業務の遂行にあたって、直接又は間接に知り得た一切の情報について、甲の許可なく業務遂行の目的以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。本契約の終了後においても同様とする。

2 乙は、本契約に係る業務の遂行にあたって入手した資料、データ、記録媒体等について、常に適正な管理を行うとともに、特に個人情報等の重要な情報について、暗号化、パスワードの設定、個人情報の匿名化、アクセス制限等、厳重に管理し、使用しない場合には、施錠ができる書庫等に保管しなければならない。

3 乙は、本契約に係る業務の遂行にあたって、甲又は甲の関係者から提供された資料や情報資産（データ、情報機器、各種ソフトウェア、記録媒体等。以下同じ。）について、庁外若しくは社外へ持ち出し、若しくは第三者に提供し（以上、電子メールの送信を含む。）、又は業務遂行の目的以外の目的で、資料、データ等の複写若しくは複製を行ってはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合はこの限りでない。なお、その場合であっても、乙は、情報漏えい防止のための万全の措置を講じなければならない。

(従事者への教育)

第4条 乙は、本契約に係る業務の遂行にあたって、本契約に係る業務に従事する者に対して、情報セキュリティに対する意識の向上を図るための教育を実施しなければならない。

(再委託時の特約条項遵守)

第5条 乙は、甲の承認を得て他に事務を再委託する場合は、再委託先の事業者がこの特約条項を遵守させなければならない。

(ネットワーク、情報システム等の使用)

第6条 乙は、本契約に係る業務の遂行にあたって、甲の管理するネットワークに乙の情報機器を接続し、又は甲の管理する情報システムの端末を利用する場合は、あらかじめ甲の指示に従い必要な事務手続きを行わなければならない。

2 乙は、前項のネットワークに接続した情報機器又は情報システムの端末について、業務遂行の目的以外の目的で利用してはならない。

3 乙は、第1項のネットワークに接続した情報機器について、甲の定める利用基準に従って適正な使用を行うとともに、特に第三者に使用させないよう適切に管理しなければならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得て第三者に使用させる場合は、この限りでない。

4 乙は、第1項のネットワークに接続した情報機器について、前項に定めるものの他、情報セキュリティを確保するための必要な安全対策を講じなければならない。

5 甲は、乙が前項までの規定に違反した場合には、ネットワークからの情報機器の切断、情報システムの利用停止等の措置をとることができる。この場合において、乙の業務の円滑な遂行に支障が生じることがあっても、甲はその責任を負わない。

(資料等の返還等)

第7条 乙が本契約による業務を遂行するために、甲から提供を受けた資料や情報資産は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(再委託先事業者からの回収)

第8条 乙が、甲から提供を受けた資料や情報資産について、甲の承認を得て再委託先の事業者へ提供した場合は、乙は、甲の指示により回収するものとする。

(報告等)

第9条 甲は、この特約条項の遵守状況その他セキュリティ対策の状況について、定期的又は随時に報告を求めることができる。

2 乙は、この特約条項に違反する行為が発生した場合、又は発生するおそれがあると認められる場合は、速やかに甲にその旨を報告し、その指示に従わなければならない。

3 乙は、この特約条項への違反の有無にかかわらず、本契約に係る業務で扱う情報資産に対して、情報セキュリティインシデントが発生した場合、又は発生するおそれがあると認められる場合は、速やかに甲にその旨を報告し、その指示に従わなければならない。

(立ち入り検査)

第10条 甲は、この特約条項の遵守状況の確認のため、乙又は再委託先の事業者に対して立ち入り検査（甲による検査が困難な場合にあつては、第三者や第三者監査に類似する客観性が認められる外部委託事業者の内部監査部門による監査、検査又は国際的なセキュリティの第三者認証（ISO/IEC27001等）の取得等の確認）を行うことができる。

(情報セキュリティインシデント発生時の公表)

第11条 甲は、本契約に係る業務に関して、情報セキュリティインシデントが発生した場合は、必要に応じて当該情報セキュリティインシデントを公表することができるものとする。

(情報セキュリティの確保)

第12条 甲は、本契約に係る乙の業務の遂行にあたって、前条までに定めるものの他、必要に応じて、愛知県における情報セキュリティを確保する上で必要な対策を実施するよう指示することができる。乙はこれに従わなければならない。